

全私教共済

生命共済・医療共済 給付を申請される方へ

- ・診断書料(文書料)は5,000円+消費税分を限度とした実費補助をいたします。(ただし、全私教共済所定の入院・手術療養証明書、後遺障害診断書、傷害事故診断書の原本に限ります。他共済・民間生損保会社のものは不可。)

1. 給付の事由が発生したら

この用紙は「生命共済・医療共済」と「総合共済(出産・療養)」の兼用の給付申請書です。職場番号、職場名、個人番号、氏名、総合共済の加入の有無(現職の場合)、給付対象者名、事由発生日、給付金振込先、住所、電話番号を必ずご記入ください。

※生命共済・医療共済と総合共済に該当するそれぞれの給付事由欄に○印を付けてください。

2. 申請書の提出は

申請書に「必要な書類」を添付して、職場の担当者に手渡しするか、または各県私教連・組に送付してください。

3. 給付金の送金について

それぞれの共済で送金の経由が違います。そのため送金の時期が異なります。

※ 生命共済・医療共済 → 各県私教連・組より本人口座に振込

※ 総合共済 → 全教共済より本人口座に振込

給付申請には、給付申請書(A-1)の他に以下の添付書類が必要です。

(◎印は必ず必要、○印は該当する場合)

※提出書類は全私教共済所定のものが原則です

1. 病気により入院・手術等をおこなった場合・・・医療共済

	入院(がん以外)・手術・放射線治療※1	がん入院
入院・手術状況申告書(A-5)	◎	
入院・手術療養証明書(A-6)		◎
入院・手術療養証明書取得の際の領収書(コピー)		◎
同意書(A-4)	◎	◎
診療費明細書(手術がある場合)(コピー)	○	
入退院期間を記載した領収書(入院の場合)(コピー)※2	○	

※1 公的医療保険が対象とするKコード手術(手術全般、K000～K917、K921、K922)およびMコード(放射線治療、M000～M005)、Kコードに読み替えが可能な歯科Jコードの内、診療報酬点数800点以上の手術を受けた場合が対象です。申請にあたっては、診療費明細書を必ず提出してください。診療費明細書等を紛失され、再取得が困難な場合は、入院・手術療養証明書をご提出ください。

※2 入院期間を記載した領収書ほか、医師の退院証明書、病院の「入院期間証明書」など入院期間のわかる文書での申請も認めます。

2. ケガにより入院・通院した場合・・・医療共済、医療共済傷害特約(契約者のみ)

※ケガによる入院・手術について医療共済の給付申請をされる際の必要書類は、「1. 病気により入院・手術等をおこなった場合」と同じです。

・同一日に複数の医療機関に通院された場合でも、あわせて1日分の通院です。

	通院(特約加入の方)	入院	交通事故 傷害通院・自宅療養
事故状況報告書兼治療状況申告書(A-7)	◎	◎	◎
同意書(A-4)	◎	◎	◎
入院・通院日が記載された領収書(コピー)	○(5万円未満の給付)	◎	
診断書(ケガの場合用)(A-8)	○(5万円以上の給付)		◎
診断書取得の際の領収書(コピー)	○		○
交通事故証明書(自動車安全センター発行のもの)			◎

全私教共済が必要と認めた場合、上記以外に書類を求める場合があります。

2026.3改訂